公益社団法人全国有料老人ホーム協会

施設長基礎研修の修了証発行条件

本協会の施設長基礎研修ではⅠ～Ⅲの３種目に分けて開催しており、受講の順番（Ⅰ～Ⅲ）は問わず３種目とも受講完了した受講者の皆様には、以下の条件で修了証を発行しております。

条件に合致しない場合は、３種目とも受講されても修了証を発行できないことになりますのでご注意ください。

＜修了証発行条件＞

①1 種目内に 3 コマ以上の未受講講義がある場合は、原則その種目全体を受け直すことが必要。

②1 種目内に未受講講義が 2 コマ以下の場合はレポート提出を求め、レポート内容の良否で修了証を発行する。

③Ⅰ～Ⅲの 3 種目は 2 年間で一巡するので、原則最初の受講から 3 年以内ですべて受講済であること。

④研修時に配布するアンケートを提出すること。

※受講の順番（Ⅰ～Ⅲ）は問いません。